

政令第百八十三号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第八十号を第八十四号とし、第七十五号から第七十九号までを四号ずつ繰り下げ、第七十四号を第七十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十八 一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）―二―（ピロリジン――イル）ペンタン――オン及びその塩類

第一条中第七十三号を第七十六号とし、第六十一号から第七十二号までを三号ずつ繰り下げ、第六十号を第六十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十三 二―（メチルアミノ）――（四―メチルフェニル）プロパン――オン及びその塩類

第一条中第五十九号を第六十一号とし、第四十九号から第五十八号までを二号ずつ繰り下げ、第四十八号を第四十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十 (一RS・SSR) —三—「二—ヒドロキシ—四—(二—メチルノナン—二—イル) フェニル」シ  
クロヘキサン—一—オール及びその塩類

第一条中第四十七号を第四十八号とし、第四十六号の次に次の一号を加える。

四十七 一—ナフタレニル(一—ペンチル—H—インドール—三—イル) メタノン及びその塩類

#### 附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。